

ヒューマン・リレーションズ委員会とは？

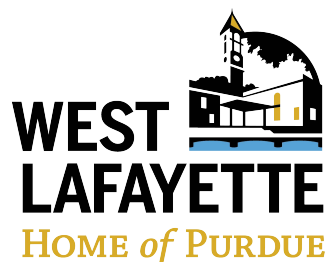
当委員会(HRC)はウェストラフィエット市によって設立されたもので、その目的は市民の人権を守り、全ての市民を受け入れる公正なコミュニティーであることを目指しています。

委員会は市長の委任を受け無償で活動する9人のメンバーから構成されています。委員会の権限と任務はインディアナ州法に準じた市の条例11-68(改訂版)によって定められています。

委員会は市が差別行為の申し立てを受けた場合それを受けて調査し、当事者双方の協力を得て解決に導く権限を与えられています。

申し立てを解決することだけではなく、委員会のもう一つの役割りは市民一人一人が互いを尊重し、理解し合えるコミュニティーを育ていくという教育的な努力をすることなのです。

ご連絡は以下のところにどうぞ



222 N. Chauncey Ave

West Lafayette, IN 47906

Telephone: 765.775.5160

ウェスト・ラフィエット ヒューマン・リレーションズ 委員会



ウェスト・ラフィエット市は人種ビジネス理念の多様性を尊重するコミュニティーです。当委員会は居住施設、雇用関係、教育の場、公共施設における差別を排除する事によって市民一人一人が互いを尊重し理解しあい平等の人権が保障されるコミュニティーを育成するという役割を担っています。

差別とは？

ウエストラフィエット市は次のような項目を差別と考えます。

年齢、性別、人種、宗教、国籍、家系、障がい、家族状況、性的指向、性別同一性性別の表現、退役軍人の地位、生活保護の有無などの理由によりある特定の人物に対して他の人物とは異なる対応をとること。

どのような申し立てが受理されるのでしょうか。

委員会は上記のような基準で差別が行われたという申し立てに対してそれを重要な事として聴取する権限を与えられています。居住施設、雇用、教育の場、公共の施設、公開されているビジネスの場など、ウエストラフィエット市の境界内で起こった出来事はすべて委員会の管轄のもとで取り扱われます。

申し立てはいつ提出すればよいか？

差別行為の発生後、できるだけ早く、遅くとも90日以内に申し立てを行ってください。



差別を受けたと思われる場合 とるべき行動

委員会がお勧めしたい事はできれば当事者同士で直接話し合い解決できるよう努力をしていただきたいという事です。しかし、それがうまくいかなかったり、脅されたりして不当に扱われたという思いがあるならば、申し立てをしてください。

申し立てを申請する場合

申し立ては市庁舎の市長室に電話で行ってください。番号は(765-775-5100)です。申し立てを行うための申請書は市のホームページからダウンロードすることが可能です。また市のウェブサイトからプリントすることもできます。申請書は郵便で取り寄せるか直接市庁舎で受け取ることもできます。 222 N. Chauncey Ave., West Lafayette, IN 47906

申し立てに対する委員会の対応方法

委員会は相手を処罰することではなく、差別行為を取り除くことを最大の目的として対処します。委員会は差別を行った当事者に対し、問題を解決するための勧告や助言を行うことができます。差別行為や不平等な待遇があったと疑われる際には、委員会は申し立てに関して適切な調査を行います。明らかに差別があったと考えられる場合には、委員会は解決を図るための調停を行います。その仲介が成功しなかった場合や、仲介が不適切であった場合には、他の適切な機関に解決や調査を依頼します。たとえ誰であれ申し立てをしたことを理由にその人物に対して報復をすることは違法です。

パデュー大学内で差別行為が起こった場合

学生、大学関係者、教職員が差別行為の被害にあったと思われる場合や、大学で行われる活動に参加している際にそれが起こり、申し立てを申請したい場合には、以下で受け付けています。Purdue's Office of Institutional Equity: (765)-494-7253, equity@purdue.edu.